



## 市営住宅の「きまり」が変わりました

# 2020年4月1日より、 市営住宅の契約の更新が必要です

市営住宅の契約を新しく結びなおすことによって、より安心して市営住宅で暮らしていただけるようになります。

### 契約を更新すると変わること

- ☑ 契約時に必要な連帯保証人が2名から1名でよくなります
- ☑ 連帯保証人に保証いただく金額に上限が設定されます
- ☑ 退去時に負担いただく費用がこれまでより安くなります

これらのきまりは、いずれもこれまでと比べ入居者にとって有利になるよう整備されたものです。

ただし2020年3月31日以前に入居された方がこれらのきまりの適用を受けるためには、**新たに市と契約を結びなおす必要があります。**



### その他にも変わったことがあります

#### ☑ 新たに連帯保証人への情報提供に関するきまりができます

連帯保証人が市に情報提供を求めた場合や、滞納した家賃を分納している方が約束のお金を納めなかった場合など、市は連帯保証人に該当する入居者の家賃の支払い状況などの情報を提供することとなりました。

#### ☑ 新たに敷金に関するきまりができます

市は、市営住宅に入居中の方の敷金を、滞納家賃や壊した設備等の弁償金にあてることができるようになりました。



高浜市 都市政策部 都市計画グループ

☎0566-52-1111 (内線265)